

# サウジアラビア民法（5）： 建設契約に関する法律の解説シリーズ

## 賠償金請求について

Pinsent Masons LLP

### サウジアラビア民法：

サウジアラビアにおける民事取引法(民法)は、シャリーア(イスラム法)の原則に基づき損害賠償の支払いについて強固な枠組みを規定しています。中東の他の法域と同様、契約当事者は契約において損害賠償額について合意することができます。ただし、サウジアラビアの裁判所は、実際に被った損失額を損害賠償額に反映するように調整する裁量権を有しています。

本記事では、民法上の不法行為(有害行為)と契約不履行に対して賠償金が支払われる場合について、**民法**に基づく賠償の仕組み、またはムカワラ契約(請負契約)に適用される民法上の規定について説明します。

### 不法行為

不法行為、または「有害行為」に基づく損害賠償請求では、他人に損害を与えた場合は、その不法行為をした側は生じた被害について被害者に賠償しなければなりません。その被害が、不可抗力のようなコントロールできない状況下での発生、または第三者の行為によりもたらされた場合、あるいは損害を受けた人の自己過失によるものであった場合等では、契約書上に具体的な合意が記載されていない限り、賠償責任は生じません。

損害が複数の者によって引き起こされた場合、裁判所が決定した割合で責任を負うか、そのような決定が不可能な場合は平等に責任を負うこととなります。同様に、損害を被った当事者が自らの過失によって被害を引き起こしたり、損害の額を増加させたことが明らかになった場合、彼らは自らの寄与に相当する損害賠償の一部を放棄することとなります。

## 契約不履行

契約不履行に対する基本的な法的救済策は、その義務を果たすように命令することです。ただし、その義務を履行することが不可能な場合、裁判所は債務者の要求に応じて賠償金の支払い命令により金銭的な救済措置を命じることができます。

履行が不可能な場合、または遅延などにより履行することに意味が無い場合は、裁判所はその代わりに賠償金の支払いを命じることができます。同様に、債権者は履行の遅延により生じた損害に対する賠償を受ける権利を有します。

不法行為に基づく損害賠償請求の場合と同様に、債権者が自らの過失によって損害を生じさせたり、または被害を拡大させた場合、債権者は相手方に請求する損害額をその損害額と相殺される可能性があります。

## 賠償請求について

民法では、不法行為による賠償と契約不履行による賠償を同様に扱っています。

第 180 条は、契約不履行に対する賠償が契約で事前に合意されていない場合、裁判所は「不法行為」に対する賠償と同じ基準で賠償金を計算すると定めていますが、下記に述べるように重要な例外がいくつかあります。

賠償に関する一般的な立場は、第 720 条にある「全体規則」、またはシャリーアに基づいた法的原則に集約されています。第 720 条 16 項は、民法全体に見られる原状回復のための賠償の必要性を反映し、「損害は回復すべき」と定めています。このことは、第 136 条においても明らかであり、損害を引き起こした当事者は、相手方を完全に元の状態に戻すために、損害賠償金を支払わなければならないと述べています。

民法では、損害賠償は「直接」損害のみならず、逸失利益にも及びます。但し、その損害が「直接に引き起こされた」と見なされるためには、損害を受けた当事者が、同じ状況・立場にいる人がその損害が必ずその違反によって発生し、及び取られるであろう「合理的な努力」を尽くしてもその損害を避けることができなかったことを立証し、それが認められる必要があります。

第 139 条では、損害賠償は原則として金銭の形を取ると定めていますが、当事者の要求に応じて、または事情に鑑み、裁判所は現物賠償、原状回復、または特定の賠償命令を下すことができます。

## 考慮すべき相違点

しかし、不法行為による賠償と契約不履行による賠償には、いくつかの相違点があります。

例えば、不法行為に基づく賠償請求については、通知義務はありません。ただし、契約不履行による賠償請求については、契約条項または法令に別段の定めがない場合、または第 176 条に規定された事由に該当する場合を除き、通知が必要です。

不法行為と契約不履行の損害賠償の範囲とそれらを制限または除外する機能については違いがあります。民法は、不法行為に基づく損害賠償責任を免除する合意を禁じていますが、契約不履行に対する責任を制限することは、詐欺や重大な過失の場合を除き、許容されています。

契約不履行による損害賠償は、契約締結時に通常予想される損害に限定されますが、上記と同様に、債務者側に詐欺や重大な過失があった場合には、この制限は適用されません。

## 事前に合意した損害賠償金（リキダメ）

民法では、当事者は契約締結時または、それ以降において損害賠償を合意することを認めており、この場合、通知を行う必要はありません。

他の多くの湾岸協力理事会（Cooperation Council for the Arab States of the Gulf (GCC)）の加盟国と同様、サウジアラビアの裁判所は、状況に応じて、実際に被った損失を反映するように、リキダメ金額を調整する権限を有しています。重要なことは、これらが強制規定であるため、それに反対する当事者間の合意は認められないということです。

債務者が実際の損害が発生していないことを証明した場合、賠償は認められません。また、債務者がリキダメ金額が過大であった場合、または当該債務が部分的に履行されたことを証明できた場合、裁判所はリキダメ金額を減額することができます。

減額する具体例を挙げると、元請業者が下請負業者に対して履行遅延によるリキダメ金額請求し、元請契約に基づいて発注者側がその履行遅延によるリキダメ金額を請求しなかった場合があります。その場合、下請負業者がそれを証明できた場合、下請け業者が裁判証へ申請すれば、裁判所は下請負業者に対して請求されたリキダメ金額が元請業者の実際の損害を反映していないという理由で、減額または無効とすることができます。一方、債権者が、債務者側の詐欺または重大な過失により、実際に発生した損害がリキダメ金額よりも高いことが証明できた場合、裁判所は損害賠償額を増額することができます。

他の GCC の加盟国の民法の場合は、詐欺や重大な過失がある状況以外でも裁判所が  
リキダメ金額を増額することができますが、サウジ民法では許可していません。

## ムカワラ条項（請負契約）の規定

民法第 461 条から第 478 条までに含まれるムカワラ (muqawala) 条項には、工事が履  
行できない場合の賠償に関する規定が含まれています。この規定には強制力がないた  
め、この規定と同じ状況で、当事者の合意があれば、その合意が優先されます。

第 476 条は、契約の履行に関する「緊急の理由」が生じた場合、両当事者は契約の  
解除を請求することができ、その場合、申立てた当事者は契約の解除により相手方に  
生じた損害を賠償する責任を負うと規定しています。

請負業者が工事を開始したが、後に不可抗力でコントロールできない理由により工  
事を完了することができなかつた場合、第 477 条は、請負業者が完成した工事に対す  
る価値に加えて、未完了の工事に対して発注者が獲得するはずだった利益額も、請負  
者が賠償を受ける権利があると規定しています。

ネズリーン・オスマン、マーク・レーモント、メリッサ・マクラーレン、ジャック・  
ティヴィーが共同執筆（ピンセント・メイソンス）。翻訳者：カーラ・ハワード。



Produced and translated by: Co-authored by:

**サウジアラビア民法：  
建設契約に関する法律の  
解説シリーズ（全6回）**

 <b>Karah Howard</b> Partner, Hong Kong APAC lead of Japanese Client Group +852 2294 3337 <a href="mailto:Karah.howard@pinsentmasons.com">Karah.howard@pinsentmasons.com</a>	 <b>Nesreen Osman</b> Partner, Dubai +971 4373 9766 <a href="mailto:nesreen.osman@pinsentmasons.com">nesreen.osman@pinsentmasons.com</a>	 <b>Mark Raymont</b> Partner, Dubai +971 4373 9630 <a href="mailto:mark.raymont@pinsentmasons.com">mark.raymont@pinsentmasons.com</a>	 <b>Melissa McLaren</b> Senior Practice Development Lawyer, Dubai +971 4373 9710 <a href="mailto:melissa.mclaren@pinsentmasons.com">melissa.mclaren@pinsentmasons.com</a>	 <b>Jack Tivey</b> Associate, Dubai +971 4373 9710 <a href="mailto:jack.tivey@pinsentmasons.com">jack.tivey@pinsentmasons.com</a>
---	---	---	---	--